


**長野県告示第444号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成29年9月21日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅介護支援	岡谷市	長野県岡谷市幸町8番1号	岡谷市民病院居宅介護支援事業所	長野県岡谷市本町四丁目11番33号	平成29年5月1日
訪問リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設	社会福祉法人すずらん福祉会	長野県駒ヶ根市赤穂14424-3	介護老人保健施設エーデルこまがね	長野県駒ヶ根市赤穂14421-1	平成29年5月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社十字堂やまぎわ薬局	長野県上田市中央1丁目1番17号	有限会社十字堂やまぎわ薬局	長野県上田市中央1丁目1番17号	平成29年7月1日

地域福祉課

**長野県告示第445号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年9月21日

長野県知事 阿部 守一

事 業 の 種 類	名 称	主たる事務所の 所在地	事業所の名 称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年月日
					新	旧	
介護予防通所 介護 通所型サービス	株式会社結	長野県諏訪郡下諏訪町6175番地3	みんなの紙風船	長野県諏訪郡下諏訪町6175番地3	長野県諏訪郡下諏訪町6175番地3	長野県諏訪郡下諏訪町6992-55	平成24年1月3日
通所介護 介護予防通所 介護 通所型サービス	株式会社シルバーケアのぞみ	長野県小諸市大字和田841-7	デイサービスセンターのぞみ	長野県小諸市東雲六丁目2番3	長野県小諸市大字和田841-7	長野県小諸市与良町3-4-17	平成29年7月1日
訪問介護 介護予防訪問 介護 訪問型サービス	株式会社シルバーケアのぞみ	長野県小諸市大字和田841-7	ヘルパーステーションのぞみ	長野県小諸市東雲6-2-3ささやきニュータウンA棟303号室	長野県小諸市大字和田841-7	長野県小諸市与良町3-4-17	平成29年7月1日
訪問看護	株式会社シルバーケアのぞみ	長野県小諸市大字和田841-8	訪問看護ステーションのぞみ	長野県小諸市東雲6-2-3ささやきニュータウンA棟304号室	長野県小諸市大字和田841-7	長野県小諸市与良町3-4-17	平成29年7月1日

訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予防訪問 看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導	地方独立行 政法人長野 県立病院機 構	長野県長野市南長 野字幅下692番地 2	長野県立信州 医療センター	長野県須坂市大字 須坂1332	長野県立信州医療 センター	長野県立須坂病院	平成29年 7月1日
--	------------------------------	----------------------------	------------------	--------------------	------------------	----------	---------------

地域福祉課

**長野県告示第446号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年9月21日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴 介護 訪問型サービス	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート松本	松本市庄内一丁目6番27号	平成29年8月1日

地域福祉課

**長野県告示第447号**

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年9月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字堀ノ内字栗木沢503のイ、大字旧塩尻字栗木沢51・88（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、41、97、字東山74・79（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、75、131、字上ノ宮92（次の図に示す部分に限る。）、字伊ノ字山87、99、字一時坂ノ上136（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第448号**

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年9月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

地図情報レベル1000及び2500数値地形図修正

数値撮影（デジタル）地図情報レベル1000及び2500

## 2 作業期間

平成28年8月30日から平成29年3月31日まで

## 3 作業地域

大町市

建設政策課

## 長野県松本建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年9月21日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

## 1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 403号

## (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡筑北村西条白板砥石沢10番の14地先から安曇野市明科東川手8221番の2地先まで	旧	m 5.1～38.5	km 2.1574
同上	新	m 5.1～38.5 8.2～32.2	km 2.1574 1.4675

## 2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 寺村南松本停車場線

## (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市双葉506番の8地先から松本市双葉506番の16地先まで	旧	m 12.4～18.6	km 0.0865
同上	新	m 12.4～15.9	km 0.0865

道路管理課

## 長野県安曇野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年9月21日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

## 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市明科東川手8221番の2地先から安曇野市明科東川手7653番の1地先まで	旧	m 5.6～20.4	km 0.3785
同上	新	m 8.2～20.7	km 0.3785

道路管理課

## 長野県松本建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年9月21日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

## 1 路線名 403号

## 2 供用を開始する区間

東筑摩郡筑北村西条白板砥石沢10番の14地先から安曇野市明科東川手8221番の2地先まで

## 3 供用を開始する期日 平成29年9月23日午後3時

道路管理課

## 長野県安曇野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年9月21日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

## 1 路線名 403号

## 2 供用を開始する区間

安曇野市明科東川手8221番の2地先から

安曇野市明科東川手7669番の4地先まで

## 3 供用を開始する期日 平成29年9月23日

道路管理課